

吉田地区自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、吉田地区自治協議会（以下「本会」と称す）と称する。

(事務所の位置)

第2条 本会の事務所は、吉田公民館（益田市元町11-26）に置く。

(目的)

第3条 本会は、伝統・文化を尊び、自然に親しみ、健康で安全な、心のふれあう、明るく、より住みよい社会の構築を目指し、その目的達成のため、次に掲げる活動を行う。

- ① 地域の魅力と課題の把握及びその情報の共有
- ② 地域の課題解決のための調査研究
- ③ 「まちづくりプラン」及びそれに基づく「まちづくり活動計画」の策定
- ④ 「まちづくり活動計画」に基づく事業の実施
- ⑤ その他、会の目的達成のために必要な活動

2 本会の活動には、宗教活動、政治活動、及び営利活動は含まない。ただし、会の会員及び賛助会員の利益収受を伴わない、本会の事業による営利活動は、第8条以下の総会の承認を得て行うことができる。

(区域)

第4条 本会の区域は吉田地区（吉田公民館の所管する区域）とする。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げる者とする。

- ① 会員は吉田地区に居住する個人とする。ただし、強制するものではない。
- ② 本会の趣旨に賛同し協力する個人、法人及び団体を賛助会員とすることができる。

2 前各号の規定にかかわらず、反社会的団体もしくはその構成員の統制下にある者は当会の会員となることができない。

(会員の経費負担)

第6条 会員の会費は、徴収しないものとする。ただし、会員や賛助会員からは寄付を受けることができる。

第3章 会議

(会議)

第7条 本会は、次の会議を設け、運営にあたる。原則として会議は全て公開する。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 運営委員会

第4章 総会

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であり、次のとおりとする。

- ① 定期総会 毎事業年度終了後に開催する。
- ② 臨時総会 必要に応じ開催する。
- 2 総会は代議員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第13条2項及び3項の適用の代議員については、出席したものとみなす。

(総会の構成)

第9条 本会の総会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、吉田地区内各自治会に所属する会員の中から選出された1名とする。ただし、役員は代議員を兼ねることができない。
- 3 賛助会員は代議員を選出できない。
- 4 代議員の任期は2年（最終年度の定時総会終了時まで）とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 代議員に欠員が生じた自治会は、代議員を補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(議決事項)

第10条 本会の総会は、次に掲げる事項を決議する。

- ① 事業計画及び収支予算に関する事項
- ② 事業報告と事業収支に関する事項
- ③ 「まちづくりプラン」や「まちづくり活動計画」の策定と見直しに関する事項
- ④ 会規約の制定と変更に関する事項
- ⑤ 第14条に定める役員の選任及び解任に関する事項
- ⑥ その他、本会運営に関する重要な事項
- 2 本会は第9条2項の代議員の決議による。

(総会の開催)

第11条 本会の総会は会長が招集し、定期総会は事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は会長が必要と認めた場合、又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

- 2 総会の招集は、会議の3週間前までに、会議の日時、場所及び目的を代議員に通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第12条 総会の議長には、会長が就く。

(総会の議決)

第13条 総会の議事は、総会出席代議員の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 やむをえない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された目的事項については、他の代議員を代理人として、委任状により表決を委任することができる。
- 3 やむをえない状況により総会を開催できないときは、書面により表決することができる。
- 4 総会の内容は議事録を作成し、記録する。

第5章 役員会

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。ただし、賛助会員は役員になれない。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ リーダー 各グループ1名
- ④ サブリーダー 各グループで必要な場合
- ⑤ 事務局長 1名
- ⑥ 監事 2名

(役員職務)

第15条 役員職務は、次に掲げる事項とする。

- ① 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長を代行する。
- ③ リーダーは担当グループの業務を執行する。
- ④ サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、担当グループの業務を執行することができる。
- ⑤ 事務局長は、本会の総務・会計業務に従事する。
- ⑥ 監事は、本会の会計及び資産、また、事業の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員選出方法及び任期)

第16条 会長は、役員会において役員の中から会長候補を選考し、総会において推薦し承認を得るものとする。

- 2 副会長は、役員会において役員の中から副会長候補を選考し、総会において推薦し承認を得るものとする。
- 3 リーダー・サブリーダーはグループの運営委員会において運営委員から候補を選考し、総会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

- 4 事務局長は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得るものとする。
- 5 監事は、総会において会員の中から選任し、総会の承認を得るものとする。他の役員を兼ねることはできない。
- 6 役員の任期は、2年（最終年度の定時総会終了時まで）とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 役員の中で欠員が生じたときは、総会において役員の補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

（役員会の構成）

第17条 本会の役員会は、監事を除く役員によって構成する。

（役員会の招集、議長及び定足数）

第18条 役員会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。

（役員会の審議事項及び議決）

第19条 役員会は、次の事項を審議する。

- ① 総会に付議する事項に関する事項
 - ② 決議された事業計画の実施に関する事項
 - ③ 総会の決議を要しない会務に関する事項
- 2 役員会は出席役員の過半数をもって議決する。
 - 3 役員会の内容は議事録を作成し、記録する。

（役員の報酬）

第20条 役員の報酬は、総会で決定する。

第6章 運営委員会

（グループ）

第21条 本会は、吉田地区の課題へ対応するため課題グループとつながりグループを設置する。課題グループは「まちづくり活動計画」に基づき別紙のとおり運営委員が必要と考える課題ごとに設置する。

（課題グループの要件）

第22条 グループとして活動するためには次の要件を満たすものとする。

- 1 グループには課題に対応したいと考える運営委員及びグループ活動を纏めるリーダーを必要とする。
- 2 課題グループは各課題における「まちづくり活動計画」の策定及び事業計画の作成とこれに基づく事業を実施し、事業報告を行うものとする。

(つながりグループ)

第23条 つながりグループは課題グループの育成、廃止のための管理グループとして設け、その段階にある活動単位をチームとする。また、その目的から年度ごとの事業計画は作成しない。

(グループの構成及び任期)

第24条 各グループの人員構成は次のとおりとする。

① リーダー 1名(つながりグループは会長が兼務する。)

② サブリーダー 必要に応じて若干名(つながりグループは副会長が兼務する。)

③ 運営委員 複数名

2 運営委員は、会員・賛助会員の中からリーダー・サブリーダーが協議して選任する者及び一般公募による者とする。

3 運営委員は、グループの運営を行う。任期は、役員の任期に従い2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会の招集及び議長)

第25条 運営委員会は、リーダーが招集し、議長となる。

(運営委員会の議決)

第26条 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 運営委員会の内容は議事録を作成し、記録する。

(チームの活動)

第27条 事業計画にないチームの活動はつながりグループのリーダーの許可を得て実施されるものとする。チームは実施時における実施報告及び年間の活動報告をリーダーに行うものとする。チームには実施報告等を纏めることを担うマネージャーをチームの運営委員から選任するものとする。

第7章 経費、資産及び会計

(収入の構成)

第28条 本会の収入は、交付金等及び寄付金、その他収入で構成される。

(資産の管理及び処分)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決による。

2 所有資産を明確にするため、取得価額が20万円を超える資産については財産目録をもって整備する。

3 取得価額が20万円を超える所有資産を処分するには、役員会の承認を要する。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は第28条記載の収入をもって支弁する。

(会計)

第31条 収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、役員会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告・収支決算等に関する書類は、会長が作成し、役員会に諮り、会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受ける。

(会計期間)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、本会の最初の事業年度は、本会設立日より翌年3月31日とする。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約を変更する場合は第13条の規定に関わらず、総会において委任状を含めて代議員の2分の1以上の同意を得なければならない。

(解散)

第36条 本会を解散する場合は第13条の規定に関わらず、総会において委任状を含め代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散の場合に有する残余財産の処分方法については、第13条の規定に関わらず、総会において代議員の3分の2以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第38条 本会は、規約・議事録・収支に関する計算書類、財産目録、その他必要な帳簿及び書

類を事務所に備えおく。

2 保存期間は5年以上とする。

(個人情報の保護)

第39条 この会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、当初の目的以外の目的に使用してはならない。

(情報公開)

第40条 本会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求されたときは、正当な理由がない限り、前条に配慮しつつ閲覧を認めなければならない。

(その他)

第41条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要事項は役員会で定める。

附則 この規約は、令和3年4月1日より施行する。

この規約は、令和8年5月9日より施行する。

- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第29条の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の役員体制は、別に定め、設立総会で承認を得る。
- 4 各会議の議事録の様式については別に定める。

(別紙)

(課題グループ)

本会に、次の課題グループを設置する。

- ① 防災グループ
- ② 安全グループ
- ③ 歴史文化グループ
- ④ つながりグループ

(運営委員の一般公募)

以下の方法で一般公募を行う。

- ① 吉田地区自治協議会ホームページ
- ② 自治会への回覧
- ③ 児童・生徒の保護者への案内

公募期間は毎年11月～12月2か月間

応募者は1月に運営委員説明会に参加してもらい本人の希望に沿って各グループに配属する。

応募者は既存グループへの参加、新規グループの立ち上げのいずれも可能とする。

(全体会)

- 1 本会内の情報周知のために全体会を設け、必要に応じて会長が招集する。
- 2 全体会への出席者は役員、運営委員及び参考人とし、この会での議決は行わないものとする。